

声 明

広島生存権裁判・広島高等裁判所判決について

2025（令和7）年4月18日

広島生存権裁判原告団・弁護団

広島生活保護裁判を支援する会

いのちのとりで裁判全国アクション

生活保護引き下げにNO！全国争訟ネット

本日、広島高等裁判所第4部（河田泰常裁判長）は、広島生存権裁判において、一審・広島地裁の「生活保護基準引下げ処分を取り消す」との判断を維持し、被告広島市らの控訴を棄却する判決を言い渡した。

本裁判は、広島県内の生活保護利用者63名（2014年提訴時）が、広島市、尾道市、呉市、東広島市、福山市、府中町を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めた裁判である。

全国29地裁で提起された同種訴訟では、生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した判決は19件である。また、高等裁判所における判決は、今日の広島高裁の判決が11件目であり、高裁における原告ら勝訴は、東京高裁判決などに続き7例目である。

本判決では、一審より明確に「デフレ調整」についての判断を示した。つまり、統計等客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見等の整合性の有無から見て、厚生労働大臣の判断過程及び手続に明らかな過誤、欠落があり、裁量権の範囲逸脱・濫用があり、保護基準改定が生活保護法3条、8条2項に違反し、違法であると断じた。

本判決も、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めた。健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障した憲法25条の趣旨に沿う判決である。

ただ、今日の高裁判決を聞くことなく亡くなった原告らは63名中20名にのぼる。亡くなった原告らの冥福を祈ると共に、全ての原告らが生存している間に解決できなかったことについて、極めて遺憾に思う。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動しており、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性を改めて明らかにした判決である。

同種事件の内、一部は、最高裁判所で審理が行われており、本年5月27日、当事者双方の意見を述べる弁論手続が行われる。最高裁は、国の手続の違法性を明確に断じる判決を出す信じている。

私たちは、被告らに対し、本判決の意義を重く受け止め、上訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、国は、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、2013年引下げ前の生活保護基準に直ちに直すことを求める。以上